

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	経済協力				番号	⑬					
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		170,652,062			191,453,420		
	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費		1,041,441			1,075,963		
	小　　計				一般会計	171,693,503			192,529,383		
					<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費		151,064,816			165,365,692		
	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費		535,011			1,208,491		
	小　　計				一般会計	151,599,827			166,574,183		
					<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数	
合　　計					一般会計	323,293,330			359,103,566		
						<		> の内数	<		> の内数
					特別会計						
						<		> の内数	<		> の内数

基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）

施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）

令和 2 年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 2－VI－1）

施策名	経済協力					
施策目標	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成 28 年 8 月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。					
目標設定の考え方・根拠	現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。 ・開発協力大綱(平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) ・成長戦略(令和元年 6 月 21 日 閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年 6 月 3 日 改訂) ・質の高いインフラ投資に関する G20 原則(令和元年 6 月 29 日) ・平和と健康のための基本方針(平成 27 年 9 月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定) ・平和と成長のための学びの戦略(平成 27 年 9 月 27 日 持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント)					
施策の概要	上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。 また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。 なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構(JICA)は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。					
関連する内閣の重要政策	・開発協力大綱(平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定) ・第 201 回国会施政方針演説(令和元年 1 月 20 日) 六 外交・安全保障 (積極的平和主義) (国際社会の課題解決) ・第 201 回国会外交演説(令和元年 1 月 20 日) ・成長戦略(令和元年 6 月 21 日 閣議決定) ・ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年 6 月 3 日 改訂)					
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	316,016	313,426	316,696	317,255
		補正予算(b)	17,394	17,540	3,016	
		繰越し等(c)	15,603	6,911	10,677	
		合計(a+b+c)	349,013	337,877	330,388	

	執行額(百万円)		348,281	337,583	329,793	
同(分担金・ 拠出金)	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	6,038
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
	執行額(百万円)		—	—	—	
政策体系上 の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施 予定時期	令和3年8月	

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標（一年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

平成30年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなり得るような施設・機材の供与を推進する。

(2) また、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、②雇用創出、能力構築、③社会・環境考慮、④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え、開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。

(3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

(4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば平成30年には、東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では、日本の災害経験も踏まえ、災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い、災害に強靱なインフラ投資を推進している。また、インドに対して、鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については、平成30年9月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント（日本・EU・国連共催）を開催した。日本からはFOIPを説明しつつ、米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で、G20議長国就任を見据え、「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ、同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)といった国際機関だけでなく、インドネシア、フィリピンを含む途上国やEU、米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約70名が参加し、「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに、11月のAPEC貿易・投資委員会において、「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され、インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」、「開放性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等の要素を、APECにおいて初めて取りまとめた。また、12月のG20ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフ

ラ展開推進の一環として、ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施した。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」の実施を決定し、10月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

(5) 令和元年6月のG20大阪サミットを見据え、上記(2)の国連サイドイベントでの貢献に加え、G20開発作業部会を平成31年1月及び3月、日本において主催し、質の高いインフラに係る原則を策定すべく、質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」において、平成30年度は11.06億円（22案件）が採択された。また、タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の（株）とかち製菓は、マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに、ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど、中小企業の海外展開支援にもつながった。なお、同社のこれらの取組が高く評価され、「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では、平成30年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証（・ビジネス化）事業あわせ118件を採択した。そのうち、地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても3件採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、コンゴ共和国、ギニアビサウ、レソト、ブルンジに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいては、11月、日ASEAN首脳会議において、平成30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表し、同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

2年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベーション・アジア事業では、対象国であるアジアの途上国12か国（インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）全てから、74名を受け入れたほか、短期研修も実施し、42名を受け入れた。

日本的経営の普及では、日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは10か月間の経営塾コースの需要が高く、平成21年開始時の年間1コース16名から年間4コース120名にまで規模が拡大した。平成30年度には、同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問、日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、JICAが初めて（独）中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施し、日本企業105社・ベトナム企業32社（うち、28社が経営塾生）が参加し、224件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として10社を対象にアクセレータープログラムを実施し、うち3社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については、日越大学第三期生入学・一期生57名卒業（日系企業への就職、日本国内での進学者多数）、拠点大学間の連携強化（SEED-Net共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等、着実に進展した。

アフリカでは、平成25（2013）年に安倍総理大臣から、5年間で1,000人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を通じ、同イニシアティブを開始した平成26年から平成30年までに、JICAを通じて1,200人を超える研修生を日本に受入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、平成30年度に25か国97人の修士・博士課程（うち博士課程は8か国19人）卒業生を輩出した。現在は36か国210人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフリカの

持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受入れでは、平成 30 年度は 8 名の留学生が新たに入学した（計 8 か国 28 名）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、平成 30 年度は計 34 名の修了生を輩出し、これまでに計 94 名の工学修士、132 名の工学博士を輩出した。

中南米においては、アルゼンチンにて、品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し、国立工業技術院（INTI）の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（1）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（2）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には G 7 伊勢志摩原則や G 20 杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について、国際社会で認識を共有する。

（3）エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（4）開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（1）「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和元年には、我が国の港湾開発及び運営管理の取組を学ぶ港湾戦略運営研修の一環として、第三国での「在外補完研修」がタイで実施され、アジア、大洋州、アフリカの国々から港湾局職員が参加した。

（2）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。

- ・令和元年 6 月の G 20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関する G 20 原則」を承認。これに先立ち、G 20 開発作業部会において開発当局間でも「質の高いインフラ投資」の開発側面の主要要素をまとめ、原則策定プロセスにインプットした。
- ・8 月の G 7 ビアリッツ・サミットにおいて、G 20 原則に留意した公共調達における透明性向上の重要性を含む成果文書を採択した。
- ・8 月の TICAD 7 において、質の高いインフラの重要性を含む「横浜宣言 2019」を採択。官民インフラセミナー（国交省ほか主催、外務省協賛）において質の高いインフラ整備の重要性についてアフリカ閣僚級を含む参加者で議論した。
- ・11 月の ASEAN 首脳会議において、議長声明では日本の質の高いインフラパートナーシップ・輸出拡大イニシアティブの取組を歓迎し、併せて、質の高いインフラを柱とする対 ASEAN 海外投融資

イニシアティブを発表した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアで国連工業開発機関（UNIDO）と連携し、IoT 技術を活用して地熱発電所の運営維持管理能力を向上させるための技術協力案件を形成するとともに、円借款事業として地熱発電所を建設するなどしている。コスタリカでは、円借款事業として地熱発電所を8月に完工し、さらに新規の地熱発電所も建設している。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の実施を決定し、令和2年3月にカンボジア政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、カンボジアにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）」において、令和元年度は8.8億円（16案件）が採択された。また、福井県若狭町と同町の地場企業である西野工務店は「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」を実施した。その結果、JICA有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」に必要な本邦企業の現地工場及び事務所建設を同職業訓練校が受注し、育成した人材の活躍により納期内の完工につながった。また、これらの成果を受けて同工務店は現地法人を立ち上げる予定で、育成した人材の一層の活躍が期待されている。さらに、現地の人材育成のため、若狭町の空き家改修事業を通じて技術を習得するOJT型の研修を実施した。これら空き家は今後古民家福祉施設として活用される予定であり、同町の空き家対策推進につなげることも検討中である。

中小企業の海外展開支援事業では、令和元年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業あわせ143件を採択した。そのうち、TICAD7の貢献策の一環として実施したアフリカの開発課題の貢献に資するビジネス案の応募勧奨に対しては、「アフリカ課題提示型」の案件25件を採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認したうえで、カンボジア、ギニアビサウ、レソトに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助を実施した。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、日本企業進出及び各国における「質の高い成長」の推進につなげた。

アジアにおいては、平成30年11月の日ASEAN首脳会議で発表した、平成30年度からの5年間でアジア地域における8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、アジア各国の産業人材育成の取組を開始した。タイでは、日本独自の教育システムである高専（高等専門学校）を設立して、日本と同水準の高専教育を実施すべく協力を進めている。ベトナムでは、日越大学一期生57名が卒業し、日系企業に就職するもの、日本国内で進学するもの等多数を輩出した。第三期生も80名が入学し、今後が期待される。また、中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）の高等専門学校及び工学系大学の関係者に対し、日本型の実践的な工学教育や産官学の連携に関する日本国内での研修を行った。このほか、拠点大学間の連携強化（SEED-Net 共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等も着実に進展した。

アフリカでは、TICADVで安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を通じ、令和元（2019）年までに、JICAを通じて1,285人の研修生を日本に受け入れた。8月のTICAD7では、ABEイニシアティブを継続して産業人材を6年間で3,000人育成することを発表した。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和元年度に27か国114人の修士・博士課程（うち博士課程は44人）修了生を輩出した。現在は35か国246人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和元年度は115人が新たに入学した（計34か国、博士課程は38人）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、令和元年度は計29名の修了生を輩出し、これまでに計108名の工学修士、174名の工学博士を輩出した。また、アフリカ計4か国10

名の留学生（修士6人、博士4人、令和2年2月時点）を受け入れている。

令和2年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（1）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（2）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・定着、個別プロジェクトに反映・実践していく。さらに、途上国でG20原則が着実に定着するように、技術協力を通じた能力構築支援を実施する。

（3）エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（4）開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困の削減及び撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成27年2月 閣議決定）

測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標（--年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

平成30年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（1）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（2）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する

機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 我が国は、より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため、それら諸国における法の起草・改正や、司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。

東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、ミャンマー、ラオスにおいては、平成30年度に後継案件を新たに開始したほか、ラオスにおいては、長年の協力の成果として、初の民法典が成立した。ネパールでは、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また、法執行能力強化支援については、JICAを通じ、インドネシア、ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員的能力強化については、JICAを通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応し得る人材や体制強化に貢献した。

欧州では、アルメニアにおいて、国連開発計画（UNDP）と連携し、選挙制度の改革を行うため、有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。

アフリカにおいては、仏語圏アフリカ諸国対象7か国（セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ）の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を行うことにより、捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて、越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り、もって同地域における平和と安定の実現に貢献した。ギニアビサウに対しては、透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため、UNDPと連携し、選挙実施に必要な機材供与等を行った。

(2) 海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保はFOIPの大きな柱の一つであり、我が国にとって重要な海上交通の安全確保からの観点も含め、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。

東南アジアにおいては、技術協力プロジェクトを通じ、フィリピンの沿岸警備隊、マレーシアの海上法執行機関であるマレーシア海上法令執行庁（MMEA）に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また、フィリピンでは、複数回にわたり、ODAにより供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。

太平洋地域においては、JICAを通じ、太平洋島嶼国12か国の担当職員向けに、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また、フィジーにおいては、災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び、沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して、海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文（E/N）を締結した。

アフリカでは、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制

構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、海上保安庁の協力の下、捜査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの研修を実施した。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは、パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、アフガン難民への法的支援、保健支援、及び同難民とホストコミュニティの若年層に対する職業支援を、また、世界食糧計画（WFP）と連携し、アフガン難民及びホストコミュニティに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また、UNDP と連携し、同州の旧連邦直轄部族地域（FATA）において、平成 26 年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて、同地域のインフラ修復、帰還者生計改善、及びコミュニティの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は、平成 28 年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した平成 28 年から平成 30 年の 3 年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受け入れ国（地域）支援を行うとの方針に基づき、シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め、中東・アフリカ地域等で関連支援実施し、表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官、大学教員の 25 人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 29 人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本での就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約 120 万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において、地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか、同地域の 2 か所の難民居住区を繋ぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受け入れ地域に対して医療機材や生活資材供与、難民・移民及び受け入れ地域住民の生活安定化支援を実施した。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として、フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え、これまでの支援の知見をいかし、バンサモロ基本法成立を受け、自治を一步進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援（政府組織設計のための技術支援等）を実施した。また、平成 29 年 5 月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウイ市の再建を支援については、「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の E/N も締結した。

平成 29 年 8 月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため、日本政府は、複数の国際機関（UNDP、UNHCR、国連人間居住計画（UNHabitat）、UNICEF、WFP、国連人口基金（UNFPA）等）を通じ、食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト（QIP）の実施に向けた支援などを行い、同地域の一層の人道状況改善、生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、WFP と連携して E バウチャー（注）を活用した食料支援を実施したほか、避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）生体情報を含む個人情報を登録したカードを裨益者に配布し、同カード内に月毎に定められた金額を WFP が入金し、カード所持者が WFP と連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東（アフガニスタン、イラク、シリア及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン及び南スーダン）地域においては、国連機関等（国連 PKO 局地雷対策サービス部（UNMAS）、赤十字国際委員会（ICRC））を通じ、地雷除去、地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し、社会安定化や紛

争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見を活用した地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（イラクやコロンビアにおける第三国研修）を実施した。また、ラオスの不発弾対策機関（UXO Lao）の能力向上（透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等）を目的とした「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト（技術協力）」を開始した。ジョージアでは、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、爆発性戦争残存物（ERW）を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4 件の地雷除去に関する支援を実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（1）海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で4名（フィリピン1名、マレーシア3名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては、さらに、我が国が供与した巡視船を活用する形で、海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において、UNDP と連携し、国境管理施設の建設、国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては、西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ、同国の警察当局の機動性及び能力の向上を図るため、治安対策機材（警察車両、無線システム等）の供与を実施した。

マリ、ブルキナファソに対しては、テロが多数発生している現状を踏まえ、治安維持対策の強化を図るため、同国空港に設置する X 線検査装置や、同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。

（2）暴力的過激主義への対処を目的とした、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、中央アフリカに対して、帰還難民、元武装勢力戦闘員、若者及び女性を含む社会的弱者、地方行政者等を対象に、社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため、職業訓練、生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

令和元年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（1）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（2）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

（1）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（2）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（1）国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

（2）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、インドネシア、ベトナムにおいては、平成 31 年度/令和元年度、現行案件に続く新規案件の形成を行った。また、法執行能力強化支援については、JICA を通じ、警察庁及び都道府県警の協力の下、インドネシア、東ティモールに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力、ミャンマーに対する警察幹部能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化支援については、JICA を通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

中央アジアでは、キルギスにおいて、UNDP と連携し、女性や社会的弱者の参画を含む公正な選挙制度の確立に向けて、選挙管理委員会職員の能力向上や選挙関連機材の整備に関する支援を行った。ネパールにおいて、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

アフリカでは、仏語圏アフリカ諸国 7 か国（セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ）の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を平成 30 年度に引き続き行った。これにより、捜査機関及び司法機関の能力強化が図られ、連携促進につながり、越境犯罪を始めとする同地域の共通課題への対応が強化されたことにより、同地域における平和と安定の実現に貢献した。マリにおいては、司法刑事能力強化のための機材整備支援を決定した。またギニアビサウやエチオピアに対しては、UNDP と連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。そのほか、公務員の能力強化支援として、ガーナに対して、若手行政官育成支援を行った。

欧州では、ウクライナにおいて、民主主義の回復に不可欠な報道の自由を確保するため、ソフト面から正確、中立かつ公正な番組コンテンツの改善、スタッフの能力向上に資する支援を実施するとともに、ハード面でも放送用資機材の供与を決定した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のためには諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要であり、こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アフリカでは、セーシェル、コモロ、モーリシャスに対して巡視艇の供与を決定した。また、ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャスのインド洋アフリカ諸国 5 か国に対し、FAO と連携し、船舶機材等の供与のほか、漁業管理や海上保安に関する研修等、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策を通じた海上保安の向上に資する支援を決定した。さらに、セーシェルに対し、海上保安施設の建設を支援することにより、麻薬取引・違法漁業・海賊の取締りの強化を図ったほか、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

東南アジアにおいては、インドネシアで、漁業取締当局の能力向上のため、水産庁所属の漁業取締船の贈与に係る交換公文等を締結し、また海上保安機構に対し、海上犯罪取締に係る能力向上のための技術協力を令和 2 年から開始することとなった。

太平洋地域においては、パラオにおいて、同国の海上安全等のため、航路標識を整備する無償資金協力の交換公文を締結した。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援に加え、若者等への啓発・研修活動を通じた紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イラン及び周辺の途上国に対して、WFP、IOM、UNHCR、国際赤十字赤新月社連盟 (IFRC) を通じて、感染症拡大防止・予防のための医療従事者等への技術支援や医療施設への物資支援等の緊急支援を実施した。

また、アフガニスタンから同国の国造りのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官等 30 人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 22 人を留学生として受け入れた。またパレスチナに対しては、教

育及び生活環境の改善のための支援を行った。

(2) ミンダナオ島マラウィ市の再建支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手に続き、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の交換公文を締結した。さらに、フィリピン・バンサモロ暫定自治政府の能力開発支援等のため、国際機関と連携し、上水分野、農業分野、保健・電力分野、元女性兵士の社会復帰分野の支援のための交換公文も締結した。

また、平成 29 年 8 月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した避難民・国内避難民問題に対処するため、複数の国際機関（UNHCR、WFP、IOM、ICRC 等）を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む開発支援を行い、同地域の一層の人道状況改善、国内避難民の生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に逃れてきたこれら避難民に対しては、WFP と連携して E パウチャー（注）を活用した食料支援を継続実施したほか、避難民流入により農業用水の慢性的な枯渇等の負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）平成 30 年度「施策の進捗状況・実績」の注のとおり。

パキスタンでは、北部のハイバル・パフトゥンハー州新併合地域において、UNDP と連携し、モデル警察署の建設、地域別年次警察計画の策定、現地部族警察への研修等、平和構築のための法の支配強化に関する支援を行った。さらに、同国におけるアフガン難民及びホストコミュニティに対して、UNHCR と連携し、保健、教育、水及び衛生環境改善のための支援を行った。

また、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関（UNHCR、IOM、WFP）との連携及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して民生環境の改善支援や食料支援を行った。

シリアに対しては、国内での人道危機の改善を図るべく、WHO と連携し医療資機材を供与し、また UNHCR と連携し脆弱な人々の保護活動強化のための支援を行ったほか、UNDP と連携して緊急的な基本インフラの修復支援を決定した。

このほか、社会安定化・平和構築支援として、ハイチ及びネパールに対して、食糧援助や、WFP と連携し、学校給食提供のための施設整備や学校給食普及に向けた能力構築等の支援を行った。

地雷・不発弾対策支援については、ベトナムで草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた地雷及び不発弾除去支援を実施した。同国ではさらにベトナム戦争後の大きな課題である枯葉剤による汚染土壌除染のために、ダイオキシン汚染土壌を分析・評価する関連機材を無償資金協力にて供与した。また、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4 件の地雷除去支援を実施した。欧州ではコソボ、中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエ、スーダンに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。そのほかにも、国連機関等（UNMAS、ICRC）を通じた地雷除去支援も実施しており、中東（アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、レバノン、イエメン及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン、南スーダン、ニジェール、マリ及びナイジェリア）地域において、地雷の被害を予防するための啓発活動、地雷除去、リハビリ支援を含む地雷被害者支援や武器管理等の取組を継続し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で 4 名（フィリピン 1 名、マレーシア 3 名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。また、マレーシアに対して、治安機関のテロ対処能力強化に係る技術協力を新たに開始した。

中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）においては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と連携し、国境連絡事務所の機能強化や、関係機関職員の能力強化に向けた支援を行った。また、ウズベキスタンにおいて、国境管理・薬物対策能力の強化に向けた支援を行った。

南西アジアでは、4 月に同時爆破テロ事案が発生するなどテロ・治安対策の強化が喫緊の課題となっているスリランカに加え、パキスタン、モルディブに対しても、貨物検査設備の整備や、テロ・治安対策機材（警察車両、液体検査装置等）の供与を行った。

中南米では、ジャマイカに対して、違法漁業や麻薬・銃器等の密輸取締りのため、パトロール艇の供与を行った。

アフリカにおいては、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、マリ、チャド、モリタニアなどに対する治安対策機材の供与を決定した。

中東においては、ヨルダンに対しアカバ税関の検査機能強化に関する支援を行い、麻薬、銃器、爆発物等の流入防止、更には国内及び地域周辺の治安安定化に寄与している。また、治安維持対策が課題となっているチュニジアに対し、国境管理機能を向上し同国及び地域の安定化を図るべく、治安対策機材の供与を決定した。

また、国境管理機材などの治安関連の機材整備や人材育成等を通じアフリカにおける制度構築とガバナンス強化を後押しするべく、東部アフリカにおける貿易円滑化や国境管理能力向上を目的として、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）と連携した支援を行うことを決定した。

このほか、IOMを通じた中東及びアフリカへの支援として、レバノン、ヨルダン、ウガンダ、ガンビア、ギニア、ケニア、ジブチ、マダガスカル、マリにおいて国境管理支援も実施した。ケニアでは日本のイノベーション技術を活用した顔認証システムを導入し、関係者の研修も行っている。

(2) 暴力的過激主義への対処を目的とした若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、モロッコに対して受刑者の出所後の就労意欲を促すべく刑務所内で職業訓練を行うための資機材の供与を決定した。

令和2年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成27年2月 閣議決定）

測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

平成 30 年度目標

我が国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

（１）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
（２）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョン」、「TICAD VI ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」（平成 29 年 12 月）を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティの関与など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し、平成 30 年 3 月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、環境管理（リサイクル、廃棄物処理等）への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、①官民を挙げた SDGs と連動する Society5.0 の推進、②SDGs を原動力とした地方創生、③SDGs の担い手としての次世代と女性のエンパワーメントを 3 本柱とした日本の「SDGs モデル」を国内外に展開するとともに、以下の取組を実施した。

1 SDGs 達成に向けた協力

（１）途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力としては、10 月に行われた日メコン首脳会談で、日メコン両地域での SDGs 推進に向けた協力を強化すべく、「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また、インドネシア政府の SDGs 達成のための実施体制の強化への協力として、平成 31（2019）年 3 月から「SDGs 実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて、インドネシアの SDGs に係る国家指標の設定、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築を行う予定。

（２）途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する JICA 開発大学院連携を平成 30 年度から本格的に始動し、「SDGs グローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また、

人材育成奨学計画(JDS)では平成 30 年度に 321 名の若手行政官を受け入れ、同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

引き続き、「国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョン」、「TICADVI ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に、国際機関を通じ、受け入れ国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健対策の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV/エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施する Gavi への支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。

また、9 月の国連総会において、結核と非感染性疾患（NCD）に関するハイレベル会合が開催され、結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導し、合意に導いた。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

IFNA については、栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行うとともに、IFNA に貢献する新規技術協力プロジェクトの形成（ナイジェリア、マダガスカル等）や日本国内での研修の実施、栄養改善に貢献する日本人関係者（青年海外協力隊や JICA 専門家等）のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中、食料安全保障を、開発協力の重要な考え方の一つとする日本は、食糧増産等の支援の一環として、例えば、農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアティブに協力する形で、同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、安倍総理大臣が第 3 回国際女性会議 WAW！（平成 28 年 12 月）で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援（平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間で総額約 30 億米ドル以上）を計画どおり完了した。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年 9 月）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、6 月の G 7 シェルボワ・サミットでは、安倍総理大臣から途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育、人材育成支援のため、2 億ドル規模の支援を行う旨表明した。

6 防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め、「2015 年～2018 年の 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施」という目標に対して、約 50 億ドルの協力と 7 万人の人材育成を達成した。

また、平成 31 年 3 月に G20 開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

9 月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

DAC 諸国の水・衛生分野での拠出の 28.7%に上る 6,079 百万ドル（平成 25～平成 29 年拠出ベース）を支援するなど、トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による

施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

9月、東京で国際水協会（IWA）世界水会議が開催され、下水・衛生施設へのアクセス改善や水質改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに、日本の開発経験も踏まえた大都市での水管理のあり方について発信するなど、SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第 73 回国連総会第二委員会においては、関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果、「国連水と災害に関する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、平成 30 年度は、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びラオスの JCM からクレジットが発行された。具体的には、タイでは太陽光発電システム導入により 300 トン、インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等 4 件のプロジェクトから 705 トン、ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから 1,139 トン、モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する 3 件のプロジェクトから 9,206 トン、ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから 207 トンのクレジットが発行された。これまでに 43 件（うち平成 30 年度は 17 件）の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV（測定、報告及び検証）方法論が 67 件（うち平成 30 年度は 19 件）承認され、これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか、緑の気候基金（GCF）については、事実上最大の拠出国として、また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し、緩和・適応策の新規支援案件 19 件の採択、GCF の基金管理機関（トラスティ）の正式決定、第一次増資プロセスの立ち上げ等、基金の運営に積極的に貢献した。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、例えば、ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として 18.48 億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては、海洋プラスチックごみに関し、11 月、ASEAN+3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は、中国や韓国とも連携し、「3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再生））」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また、11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては、10 月、ロンドンで開催された「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において、我が国から、国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として、ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

（1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
（2）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）

「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「TICAD VI ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA））

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

新たなイニシアティブを検討し、そのイニシアティブの達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成 30 年 3 月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3 R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

（1）途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力として、6 月の G20 大阪サミットにおいて、防災、海洋プラスチックごみ、保健、教育の SDGs 主要分野についての支援策を発表。また、8 月の TICAD 7 においては、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）拡大とアフリカ健康構想、災害に強い社会づくり、「質の高い教育」の提供、持続可能な都市づくり、令和 2（2020）年に向けたスポーツの普及について議論を行い、生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障と SDGs の実現に向けて、強靱かつ持続可能な社会の構築に貢献することを発表した。

（2）途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」構想を推進し、「SDGs グローバルリーダー」（令和元年度は 51 名が訪日）を始めとする各種研修事業を実施した。また、無償資金協力による人材育成奨学計画（JDS）では、令和元年度に新たに 360 名の若手行政官が訪日し、同構想に基づく日本理解プログラムを受講した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）

（1）我が国は、UHC の推進に向け、6 月の G20 大阪サミット及び 8 月の TICAD 7 で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特に G20 大阪サミットでは、UHC 達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9 月には、国連で初めて UHC をテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択され、UHC 達成に向けた政治レベルの強いコミットメントが示された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHC フレンズグループを立ちあげ、共同議長（タイ、ジョージア）とともに宣言交渉を主導した。

（2）感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。具体的には、二国間支援として医療機器整備支援（タジキスタン）などを実施した。国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。

（3）また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っ

ている世界保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関を経由した支援を実施した。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、サブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目標とする「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」や、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」のイニシアティブに沿う形でニジェール等において支援を実施した。また、IFNA では栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行い、ルワンダ等において支援を実施した。

8月に発表した「TICAD 7における日本の取組」では、これら3つのイニシアティブの更なる推進を表明し、例えばCARDについては、平成30（2018）年までの10年間の目標であるコメ生産量倍増（1,400万トン→2,800万トン）の達成を受けた2030年までの次期目標として更なる倍増（2,800万トン→5,600万トン）を打ち出した。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（科学、技術、工学及び数学）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、第5回国際女性会議WAW!でのコミットメントに沿い、9月には、スリランカにおいて、女性の地位に係る理解を改善するとともに、モデル地域での職業訓練の実施による女性の起業・就業支援等を実施する無償資金協力「スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画（G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ）（UN連携／UN Women実施）」に関する書簡の交換を行った。さらに、G20大阪サミット（6月）の際には、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントが開催され、首脳宣言の中に、STEM教育へのアクセス改善及びジェンダーに関する固定観念の排除に向けた意識向上を含め、女兒・女性教育及び訓練への支援継続が盛り込まれた。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。文部科学省と連携の下、我が国の知見・経験を活用し、日本型教育の海外展開を支援した。

また、TICAD 7では、理数科教育の拡充や学習環境の改善等を含めた「質の高い教育」の提供を日本の取組として発表した。具体例として、12月に、モザンビークにおける中学校新設や教育機材の整備を行うための無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われた。

日本が議長を務めたG20開発作業部会（DWG）において、教育協力に焦点を当てた議論を行い「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、G20大阪サミットの際に付属文書として発表された。また、6月に行われたSDGs推進本部において、日本独自のイニシアティブとして、2019～2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供するという「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

G20大阪サミットの機会に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に少なくとも500万人が裨益すると想定される洪水対策支援等の実施を表明した。当イニシアティブに基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進めた。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や『世界津波の日』2019高校生サミット in 北海道などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

メキシコの地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）案件「メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究」では、11月にメキシコで開催された「世界津波の日」イベントに参加し、メキシコ国立防災センター（CENAPRED）やコリマ州防災局や警察等とともに、一般市民向けに分かり易く防災の取組や地震・津波避難のポイントを説明する移動式防災教室を開催した。また、津波絵画コンクールの表彰式や、国際セミナーにおいて、メキシコ側研究者や防災担当機関関係者とともに日本の海底ケーブルシステムによる津波観測手法や、日本の自治体による津波防災の取組等についても発表を行った。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

OECD 開発援助委員会 (DAC) 諸国の水・衛生分野での拠出の 27.2%に上る 5,855 百万ドル (平成 26～平成 30 年拠出ベース) を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年 (2018－2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

サモアへの支援として、沖縄県内の水道事業体による協力の下、首都の約 1.8 万人が裨益すると見積られる無収水対策、水質管理体制の整備支援、浄水場の維持管理強化による水質改善、及び標準作業手順書 (SOP) の作成等による組織全体への技術浸透を実施した。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進)

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度 (JCM) を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、令和元年度は、ベトナム (「南部・中部地域の配電網におけるアモルファス高効率変圧器の導入」等 4 件計 2,837 トン)、モルディブ (「校舎屋根を利用した太陽光発電システム導入プロジェクト」155 トン)、タイ (「半導体工場における省エネ型空調システム及び冷凍機の導入」等 2 件計 2,519 トン)、インドネシア (「動力プラントの運用最適化技術」等 6 件計 55,509 トン)、カンボジア (「インターナショナルスクールへの超軽量太陽光発電システムの導入」181 トン)、サウジアラビア (「塩素製造プラントにおける高効率型電解槽の導入」5,300 トン) 等 7 か国の JCM プロジェクトから計 66,502 トンのクレジット発行が決定された。累計で 61 件 (うち令和元年度 18 件) の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV (測定、報告及び検証) 方法論が 80 件 (うち令和元年度 14 件) 承認され、温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。GCF については、案件採択や認証機関の承認、事業に関する指針策定等に加え、第 1 次増資プロセスへの貢献を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。日本は初期拠出 (2015-2018 年) における 15 億米ドルの拠出に続き、10 月の GCF 第 1 次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCF の活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向である旨表明した (日本の累積拠出順位は、英国に次いで第 2 位)。第 1 次増資については、これまでに我が国を含む 29 か国が総額約 98 億米ドルの拠出を表明している (令和 2 年 3 月末時点)。GCF はこれまでに 129 件の事業を承認し (令和元年度では 29 件 (令和 2 年 3 月末時点))、これにより、約 16 億トンの CO2 排出量削減と約 3.5 億人の裨益が見込まれている。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」 (令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明) の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、ODA 及び ODA 以外の公的資金 (OOF) を用いて積極的に支援を進めている。

環境分野においては、海洋プラスチックごみに関し、6 月 G20 大阪サミットの機会に、安倍総理大臣は、令和 32 (2050) 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のために途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明し、①廃棄物管理 (Management of Wastes) ②海洋ごみの回収 (Recovery) ③イノベーション (Innovation) 及び④能力強化

(Empowerment) を推進するため、令和 7 (2025) 年までに世界中の廃棄物管理人材 1 万人育成等を柱とする「マリーン (MARINE) ・イニシアティブ」を立ち上げた。

生物多様性保全分野においては、4 月、モザンビークに、ゾウの密猟監視対策のための法執行センター及び象牙保管庫を建設した。

令和 2 年度目標

我が国の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改訂版」 (令和元年 12 月) や「SDGs アクションプラン 2020」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

- (1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
- (2) JICA による長期研修の枠組みや人材育成奨学計画 (JDS) を活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

2 保健 (感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進)

- (1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保

健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20 大阪サミット、TICAD 7 で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。我が国が開催する「栄養サミット」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

「TICAD 7 における日本の取組」（令和元年 8 月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、CARD、SHEP、IFNA のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化にむけた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年 9 月）や G 7、G 20、TICAD 7 等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

仙台防災協力枠組及び仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2 の達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における防災の主流化を促進する。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成 30 年 3 月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs 等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靱な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

測定指標 4 連携の強化 *

中期目標（--年度）

ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

平成 30 年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和 7（2025）年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 50.46 億円（106 件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）52.48 億円（70 件）への資金協力を実施した。また、JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 15.81 億円（38 件）が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、平成 30 年度中、NGO・外務省定期協議会を 7 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA 協議会も 3 回開催された。

ボランティア事業の見直しについては、平成 29 年度「秋のレビュー」（秋の年次公開検証）の指摘に基づいて、JICA ボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には、総称を「JICA 海外協力隊」とするとともに、年齢に基づく区分から、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、平成 30 年度秋募集から導入した。また、人件費補てんを廃止し、現職参加者の雇用を継続するための必要経費（労災や社会保険料など）を所属先に対し支出することとした。さらに、家族手当を廃止するとともに、海外一斉調査を踏まえ、現地生活費及び住居費の改定を行った。

また、応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層の母数が大きいと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌（President、日経 Woman、アエラ、Number）への記事広告展開と WEB 転載等により、関心の惹起を図っている。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、11 月の WFP 副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか、同副事務局長訪日時や 12 月の国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本の NGO との意見交換を実施した。

さらに、日本の「顔の見える協力」とするための取組については、国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え、日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果、平成 29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり、平成 28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成 26 年 7 月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして表明した、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネイビスの 4 か国に対し、研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については、中南米の日系人に対する支援と

して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか、日本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和元年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和 7（2025）年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体強化に対する取組としては、JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業で、中小企業支援型、SDGs ビジネス支援型合計で 173 件が採択された。

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 55.96 億円（113 件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）55.40 億円（106 件）への資金協力を実施した。また、日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 18.1 億円（44 件）が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO の組織基盤強化に向けた取組としては、NGO インターン・プログラムで 9 件、NGO スタディ・プログラムで 9 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 3 件の能力向上支援を実施した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、令和元年度中、NGO・外務省定期協議会を 5 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA 協議会も 1 回開催された。

JICA ボランティア事業については、昨年に引き続き応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層に直接働きかける募集説明会に加え、事業理解促進イベント（グローバルフェスタ、アースデイ、職種に特化したイベント等）、交通広告（駅構内及び車両内への広告、トレインチャンネル）、駅のデジタルサイネージ等により、関心の惹起を図った。また、WEB での応募受付の利便性の向上や、説明会等の会場へのアクセスが難しい関心者に WEB 上での説明会を提供するなど、IT 技術等を活用して応募の利便性を向上させた。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関との連携に関しては、NGO・外務省定期協議会等の機会を捉え、国際機関と日本の NGO の連携強化に関する意見交換を実施した。また、令和元年の G20 をホスト国として成功させるためには、アジェンダや機能毎に形成された政府とは独立した 8 つのエンゲージメント・グループによる各提言に耳を傾けることが重要であるとの認識の下、その 1 つであり、各国市民社会組織の代表により構成される Civil20（C20）により 4 月に東京で C20 サミットが開催され、安倍総理大臣が C20 代表から①市民社会や「取り残されている」人々とともに約束を行動に移すこと、②地球規模課題に地球規模で取り組む必要があること、③多国間主義、民主主義、市民的権利、透明性や公開性

の様な共通の価値観の必要性に関する提言書を直接受け取った。外務省は同サミット開催に資金面で協力し、外務省幹部も出席した。また、外務省と NGO 間の対話の機会として開催されている NGO・外務省定期協議会の場で NGO 側から要請があり、協議・調整が行われたことにより、11 月に名古屋で開催された G20 外務大臣会合の際に外務省は東海地域の市民社会代表から G20 外相会合へ向けた地元市民社会の政策提言書を受け取り、対話を行った。

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、11 月に、2 名の UNDP 総裁補が出席する形で UNDP と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成 26 年 7 月に安倍総理大臣が日・カリブ共同体（カリコム）首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして表明した小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるセントクリストファー・ネービス、バルバドス、トリニダード・トバゴの 3 か国に対し、防災・環境等分野における研修員受け入れ支援及びセントクリストファー・ネービスに対して水産機材の供与に関する無償資金協力を実施した。

また、同じく「卒業国」ではあるものの、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国支援を必要とするチリ及びウルグアイに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、救急車、消防車、障害者移動用車両の供与や高齢者・障害者リハビリ施設の建設を行ったほか、防災分野の人材育成とネットワーク構築に関する技術協力プロジェクトを継続実施した。

太平洋島嶼国ではクック諸島が高所得国に達した。また同国は、令和 2（2020）年 1 月から「卒業国」になったが、小島嶼国特有の脆弱性を有しており、引き続き我が国支援を必要とする経済的・社会的状況が認められることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、消防車、小学校の給水設備等の整備やヘルスセンター改修を行った。

中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、多目的施設や児童養護施設の整備を行ったほか、海外投融資を通じて、ペルーの日系人が創設した信用組合を介してペルーの農業中小零細事業者への支援を行うなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和 2 年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、JICA 海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和 7（2025）年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する小島嶼開発途上国等及びその他の「卒業国」に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策・格差是正分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（一年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

平成 30 年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に行う。

- 1 スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等、より多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。
- 3 メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下のとおり計 46 回実施した。

（1）ODA 出前講座

全国のスーパー・グローバル・ハイスクール 2 校を含む高校、大学等において 30 回実施し、約 2,660 人の参加を得た。

（2）外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業、国際協力イベントなどにおいて 16 回（内、局長・参事官級 2 回）実施した。

2 コンテンツを使った情報発信

（1）アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命し、2 分間の ODA 紹介動画を全 5 本制作した（「プロローグ編」、「ASEAN の海上保安編」、「ケニアの理数科教育編」、「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」）。9 月 21 日の一斉公開から平成 31 年 3 月末までの再生回数は累計 38 万回を超え、動画の視聴者からは「ODA マンの説明がわかりやすい。ODA について考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作っており、好感を持てた」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。

（2）草の根・人間の安全保障無償 30 周年に関する広報

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）の実施開始 30 周年を機に、お笑いコンビのベナルティに「草の根大使」を委嘱し、8 月のタイ訪問（草の根無償案件視察、現地の人々と交流）の様態を記録した広報動画（約 10 分）を作成した。同動画を、国内での国際協力イベント、外務省員によるセミナー、在外公館が開催するイベントで放映等したほか、10 月からのユーチューブ外務省公式動画チャンネルでも公開し、草の根無償に対する国内外で約 3,000 人が視聴した。また草の根大使に関連する SNS 広報は延べ 25 万回表示された。

（3）「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信

日本の 1 年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し、外務省ホームページに掲載するとともに、SNS で発信している。2018 年版白書については、読者の方々が日本の ODA の全体像を把握しやすいよう簡単な記載に努めるとともに、「スリム化」を行いつつ、写真の活用を増やしたり、現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

（4）その他

「国際機関で働く日本人」、「中東における日本の難民女性支援」、「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」、「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに 5 本の政策広報動画を制作し、外務省 HP やユーチューブにて配信した。平成 31 年 3 月末現在、上記 5 本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計 290 万回を超えている。

3 多様なメディア媒体の活用

上記2（1）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」については、ODA 広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画4本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線で9月から10月にかけて2週間放映し、通勤・通学層を中心に推定で延べ2,300万人以上にリーチした。さらに、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を2か月間出稿し、延べ2,700万人にリーチした。そのほか、BS番組でスポットCMを約50回放映し、延べ1,300万人にリーチするなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また、JICA ボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポットCM、全国版の雑誌（President、日経 Woman、アエラ、Number）への記事広告展開とWEB掲載等を実施した。

4 イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて、開発協力に関する広報イベントを、以下のとおり計3回実施した。

（1）グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため、外務省、JICA、（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）の共催により9月29日に東京お台場で開催した。4万3,000人超が来場し、我が国 ODA の一端に触れるとともに「鷹の爪団の 行け！ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

（2）ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し、外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして、平成31年2月2、3日の両日、大阪市立北区民センター等で開催され、延べ2万5,000人が来場した。外務省は、ブース出展のほか、写真展示や外務省員によるセミナー、上記2（2）の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い、「日刊スポーツ」、「デイリースポーツ」（Web版）等で報道された。

（3）「鷹の爪団の 行け！ODA マン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として、平成31年3月2日、外務省の主催により国立島根大学にて実施し、高校生から70代まで約50名の来場者を得た。外務省員を始め、上記2（1）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」の原作者や、島根県でODAに携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では、アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため、地元メディアにも注目され、TSK 山陰中央テレビ、「山陰中央新報」等で報道され、山陰地方の25万世帯が視聴・閲覧した。

令和元年度目標

- 1 ODA 出前講座そのものの広報を継続し、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報発信をより一層強化していく。
- 3 SNS を活用した情報発信を開始し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。
- 4 グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し、2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル、開発協力シンポジウムについても、予算上の制約はあるが、平成30年度の実施において大きな効果が確認されたため、継続開催の可能性を探っていく。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の高校（スーパー・グローバル・ハイスクール1校を含む）、大学等において ODA 出前講座を30回実施し、計2,811人の参加を得た。また、6月、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科10周年の公開記念講座において、河野外務大臣による開発協力をテーマにした講演を行った。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

（1）アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として平成30年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全4本（「アフリカ編（再生回数：6,549回）」、「ODA で世界を救う編（再生回数：55万回）」、「ODA で感謝の輪編（再生回数：15万回）」、「産業をお

こす編（再生回数：11 万回）」を制作した。また、楽しみながら ODA について学べるシミュレーションゲーム「あなたも ODA」を 1 本制作し公開したところ、高いアクション率・視聴完了率を記録した。

平成 30 年度制作の動画 5 本（「ODA ってなんじゃ？（再生回数：8 万 6 千回）」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻（再生回数：8 万 2 千回）」「ケニアで教育の巻（再生回数：7 万 9 千回）」「潜ってイスタンブールの巻（8 万 45 回）」「ペルーの消防車・救急車の巻（7 万 7 千回）」）を合わせたアニメ動画の累計再生回数は 120 万回を超え、動画の視聴者からは「回りまわって日本の地位を高めることであつたり、国益に資するのであれば良いのだと思うようになった。」「日本が世界の国を援助することでそれが自分たちのためにもつながるという点がとても良いと思った。」といった好意的な感想が多く寄せられた。

(2) トレインチャンネルにおける放映

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」による広報については、平成 30 年度に引き続きトレインチャンネルも活用した。「ODA で世界を救う編」、「ODA で感謝の輪編」、「産業をおこす編」の 3 本をそれぞれ 15 秒版に編集し、東京メトロ全線・JR 東日本主要路線にて 9 月から 10 月にかけて 2 週間放映した。放映期間中の想定接触人数は延べ 6,000 万人以上と算出されている。

3 SNS を使った情報発信

(1) ツイッター

ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進することを目的とし、ODA 広報ツイッターを開設し 5 月に運用を開始した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 8,000 名を超えた。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を 2 か月間出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 イベントを通じた情報発信

(1) グローバルフェスタ JAPAN2019

外務省、JICA、（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）の共催により 9 月 28 日、29 日に東京お台場で開催した。2 日間で過去最高の延べ 18 万人超が来場し、我が国 ODA の一端に触れるとともに、「鷹の爪団の 行け！ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

(2) ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し、令和 2 年 2 月 1 日、2 日の両日、大阪市内で開催され、26,000 人が来場した関西地域最大の国際協力イベントに参加した。外務省としてはグローバルフェスタ 2019 で好評を集めた写真展「エールよとどけ！」の展示及び、広報パンフレットの提供を行った。

(3) 「鷹の爪団の 行け！ODA マン」出張授業 in 富山

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」を、令和 2 年 2 月 15 日、外務省主催、富山市・チューリップテレビ共催により実施し、約 120 名の来場者を得た。外務省を始め、富山で国際協力に携わる JICA、地方自治体、大学、企業関係者ほか、アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」の原作者がパネリストとして登壇した。地元メディアにも注目され、チューリップテレビ、北日本新聞等で広く報道された。

令和 2 年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔軟かつ丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 ホームページを通じた情報発信

既存の ODA ホームページを改修し、我が国 ODA に関する情報発信を伝わりやすく、アクセスしや

すいものとするにより、より一層の国民理解促進を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が平成 30 年 11 月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。また、平成 27 年 2 月に閣議決定した開発協力大綱においても、「実施基盤の強化」として国民の理解・支持を得ることの重要性が述べられている。このため、令和元年度の実績を基に、幅広い層を対象としつつ、ターゲット層を意識した広報活動を実施することが重要と考え、目標を設定した。

測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（一年度）

平成 28 年 8 月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

平成 30 年度目標

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、①～③については平成 29 年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については平成 29 年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 5 回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また、技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載する国を 140 か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 208 回実施し、安全対策研修参加者は、4 月現在では約 13,800 名（内訳：座学・実技研修約 4,250 名、ウェブ研修約 6,450 名、現地研修約 3,100 名）であったのに対し、平成 31 年 3 月末現在で約 21,200 名（内訳：座学・実技研修約 7,600 名、ウェブ研修約 10,000 名、現地研修約 3,600 名）に増加した。また、4 月から、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修を新たに開始し、同月以降、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し、平成 31 年 3 月末現在 14 回実施した。加えて、平成 30 年 3 月から開始された地方での安全対策研修も、平成 31 年 3 月末時点で 6 都市計 7 回開催した。

令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、平成 30 年度を取組を継続した。脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 6 回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、ODA 事業に係る交換公文等の二国間文書への追加に取り組んだ。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を徹底した。事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載している 147 か国分全てについて現地治安情勢等の変化に対応して随時内容更新を行った。ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 51 回実施し、安全対策研修には約 2,050 名（平成 30 年度比 100 名の減）が参加した。これで、平成 28 年 10 月開始からの累計は令和 2 年 3 月末現在で約 30,600 名（内訳：座学・実技研修約 6,300 名、ウェブ研修約 19,800 名、現地研修約 4,500 名）となった。また、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修では、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者に拡充し、令和元年度は 9 回実施した。加えて、地方での安全対策研修も、令和元年度は 3 都市計 5 回開催した。これら対面式研修を受講できない関係者向けには、10 月から理解度テストやビデオ閲覧機能を付加した新たなウェブ教材（安全対策研修（Web 版））の提供を開始し、JICA ホームページや関係団体への案内を通じて関係方面に周知を図り、利用を呼び掛けた。その結果、登録者数は 1,300 名となった。

令和 2 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

特に、安全対策研修については事業関係者による受講が一巡した点を踏まえ、新たに研修有効期限（前回受講時より 2 年間を目安に再受講）を導入することで、安全対策にかかる意識啓発を促進することとする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年 8 月 公表）

測定指標 7 主要個別事業の事後評価結果（注）

評価が A：非常に高い、 B：高い、C：一部課題 がある、D：低いのうち、 A～B の評価が占める 割合	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	80%	76%	75%	78%	80%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

年度目標値は、過去 3 年間の実績値を踏まえて設定した。

(注) 10 億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで 平成 30 年度及び令和元年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）			
(約束額ベース、単位：百万ドル)（注）ODA 卒業国を含む	実 績 値		
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
I 社会インフラ及びサービス	3,258.40	3,042.61	(集計中)
II 経済インフラ及びサービス	9,878.13	11,060.37	〃
III 生産セクター	2,635.43	1,452.26	〃
IV マルチセクター援助	1,632.66	974.69	〃
V 商品援助/一般プログラム援助	1,154.15	428.66	〃
VI 債務救済	19.10	23.72	〃
VII 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	846.04	571.33	〃
VIII 行政経費等	754.28	1,741.19	〃

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①無償資金協力 (昭和 43 年度)	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				1 2 3
	192,038 (191,524)	183,089 (183,032)	176,393 (176,180)	163,197	143
②(独)国際協力機構運営費 交付金（技術協力） (平成 15 年度)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3
	154,315.8 (154,315.8)	152,364.3 (152,364.3)	150,476.1 (150,476.1)	151,064.8	144
③有償資金協力 (*)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3
	—	—	—	—	—
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 (平成 24 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。				—
	166.9 (158.9)	997.0 (0)	523.9 (833.8)	535.0	145
⑤無償資金協力事務費 (*)	経済開発援助等の案件形成、実施のための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				1 2 3 4

	964 (891)	974 (907)	974 (934)	926	146
⑥開発協力の 理解促進 (*)	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1 開発協力コンテンツの作成・発信 2 国際協力イベントの開催 3 パンフレット等資料作成 4 「ODA 出前講座」 5 日章旗ステッカー等の作成 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。				5
	135 (130)	137 (137)	145 (132)	140.7	147
⑦経済協力評 価調査 (昭和 56 年 度)	日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックする。 これにより、開発協力の管理・改善への支援、開発協力事業立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ、開発協力の透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。				1 2 3 4 5
	121 (105)	136 (57)	131 (78)	97	148
⑧開発援助人 材育成・振興 (*)	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1 2 3
	9 (8)	9 (7)	9 (8)	0	-
⑨NGO 活動環 境整備 (平成 11 年 度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。				4
	98 (94)	94 (87)	95 (84)	91	149
⑩現地 ODA タ スクフォース 業務 (平成 18 年 度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO 等)との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。				1 2 3 4
	98 (90)	98 (92)	94 (93)	93	150
⑪政府開発援 助政策の調査 及び企画立案 等事務費 (*)	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。				1 2 3 4 5

	129 (110)	153 (136)	183 (172)	208	151
⑫民間援助連 携事務費 (平成14年 度)	1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 2 NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力（N連）等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会（NGO・外務省定期協議会）、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。				4
	55 (53)	55 (54)	54 (52)	71	152
⑬経済協力情 報管理関係経 費 (*)	我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助（ODA）実績の公式統計データの集計及び管理を行う。 また、集計データを元に、開発協力白書等の政府刊行物に掲載する図表の作成、及び、OECD 開発援助委員会（DAC）への実績報告を行うほか、国会等からの照会に応じた資料提供や政策の決定、評価、公開等に用いる各種データの加工・提供についても随時対応する。 なお、開発協力を巡る状況の変化と共に、ODA 実績の集計規則も複雑化すると共に継続的に改訂されているところ、こうした変更に対して適時かつ機動的に対応するため、現在は Excel を使用するマニュアル作業を中心とした体制で臨んでいる。 これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を実現し、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。				1 2 3 4 5
	19 (17)	19 (17)	19 (16)	18	153
⑭海外技術協 力推進団体補 助金 (平成元年 度)	NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償資金協力を補完する。 これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。				4
	15 (14)	12 (11)	8 (7)	8	154
⑮開発協力白 書編集等 (*)	開発協力白書（日本語版及び英語版）及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。				4 5
	20 (20)	17 (9)	17 (13)	17	155
⑯国際機関と の連携等	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや				1 2

(*)	援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させる ことにより、施策目標の達成に寄与する。				3 4
	14 (6)	15 (7)	11 (4)	8	156
⑰国別開発協力援助方針策定調査 (平成 12 年度)	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり、原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	8 (10)	8 (6)	8.5 (8)	6.1	157
⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費 (*)	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うことにより、開発協力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	8 (7)	8 (8)	9 (8)	8	158
⑲国際緊急援助事務費 (昭和 62 年度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、「人間の安全保障」の実現及び国際協力の推進といった施策目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (6)	8 (5)	8 (3)	8	159
⑳在外公館広報活動基盤整備費 (平成 27 年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。				5
	16 (13)	16 (13)	21 (17)	15	160
㉑草の根無償の理解促進に必要な経費 (平成 30 年度)	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し、外務省 HP に掲載する。また、わかりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	—	2 (2)	0 (0)	0	—
㉒外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費 (令和元年度)	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、近年求められている、より戦略的で迅速な ODA の実施に貢献する。				1 2 3
	—	—	10 (9)	11	161
㉓G20 開発作業部会開催経費 (令和元年度)	開発課題に関する議論を行う G20 の作業部会であり、各年の議長国が開発分野に関する優先議題を設定し、G20 加盟国及び招待国・国際機関で議論を行い、議題ごとに成果文書を策定している。 令和元年には、議長国である我が国のイニシアティブの下、質の高いインフラや人的資本投資、2030 アジェンダを含む議題に関して議論を行い、成果文書の策定を主導することにより、質の高いインフラの国際スタンダード化や人間の安全保障の理念の国際的普及に寄与した。				1 — 1
	—	57 (41)	60 (20)	—	164
㉔国際移住機関 (IOM) 分担	本分担金は、IOM 憲章の規定に基づき、IOM 本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。				2 3

金 (平成6年度)	本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				298
	598 (598)	603 (603)	615 (615)	527	
㊸国際移住機関（IOM）拠出金（任意拠出金） (平成6年度)	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				356
	3,350 (3,350)	3,021 (3,021)	2,501 (2,501)	0	
㊹国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（ARTF） (平成19年度)	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になっている中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図ることは、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				294
	255 (255)	250 (250)	159 (159)	0	
㊺アジア開発銀行（ADB）拠出金（AITF） (平成22年度)	本拠出金は、アジア開発銀行（ADB）が管理するアフガニスタンインフラ信託基金（AITF）への拠出金を通じて、交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合されていくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。 これは、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。				295
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
㊻アジア生産性機構（APO）分担金 (昭和36年度)	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36（1961）年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APOは分担金及び拠出金により年間約190件のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上の手法を、APOを通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APOに対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				297
	626 (626)	637 (619)	590 (590)	590	
㊼コロンボ計画分担金 (昭和31年度)	コロンボ計画は、昭和26（1951）年に設立されたASEAN（除カンボジア）及びSAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与す				1

	る。				
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	317
⑩国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和42年度)	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	11,715 (11,715)	11,719 (11,719)	6,993 (6,993)	3,658	318
⑪国際連合世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和38年度)	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。 本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に寄与する。				2 3
	7,986 (7,986)	8,286 (8,286)	11,576 (11,576)	431	320
⑫赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和35年度)	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会 (ICRC) に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				2 3
	2,391 (2,391)	2,401 (2,401)	2,513 (2,513)	183	323
⑬国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS) 拠出金 (任意拠出金) (平成8年度)	UNMAS への拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷等埋没状況調査 2 地雷回避教育支援 3 地雷除去支援 4 武器の安全管理 5 地雷被害者の社会復帰支援 6 地雷の脅威なき世界への啓発 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるもの。				2 3
	1,033 (1,033)	939 (939)	236 (236)	6	325
⑭国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和28年度)	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済 (住宅改善支援など) 等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。				2 3
	2,776 (2,776)	2,764 (2,764)	2,699 (2,699)	199	326

⑤国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和53年度)	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	632 (632)	621 (621)	609 (609)	130	332
⑥中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (平成20年度)	中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、CERF 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。				2 3
	154 (154)	152 (152)	75 (75)	29	334
⑦アジア生産性機構 (APO) 拠出金 (昭和36年度)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36(1961)年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、アジア諸国の中で特に生産性に課題が多い国において、APO による生産性向上に向けたアクションプランの作成等を支援する活動経費に充てられる。 本拠出を通じ、加盟国が生産性向上を図る上で求められる組織・制度強化に貢献するとともに、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の生産性向上を通じた発展に寄与する。また、関係の産業人材が育成されることにより、日本企業の海外進出基盤整備にも資する。				3
	24 (24)	20 (20)	13 (13)	13	344
⑧経済協力開発機構 (OECD) 開発関連拠出金 (平成7年度)	本拠出金は、持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、貧困撲滅、途上国の人々の生活水準の改善を含む、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実現に貢献するための、開発協力・政策促進を目的とした、援助統計、相互レビュー、援助の質の向上等に関する DAC (開発援助委員会) の活動に充てられる。 本拠出金を通じて DAC の活動に参画することで、日本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。				1 2 3 4
	12 (12)	12 (12)	12 (12)	8	348
⑨国際開発教育・研究機関	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報 (RS-GIS) を専攻する学生 (博士・修士) に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域にお				1 3

拠出金（任意拠出金） （昭和45年度）	いて、知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学（AIT）を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学や JAXA との連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科（修士・博士課程）と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国が ASEAN とともに進めている「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」に資する。				349
	12 (12)	12 (12)	9 (9)	7	
④⑩ 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) 拠出金（任意拠出金） （昭和 63 年度）	国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRC は現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根に密着した迅速な対応を行っている。 IFRC を通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				357
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
④⑪ アジアパシフィックアライアンス拠出金 （平成25年度）	アジアパシフィックアライアンス (A-PAD) は、平成 24 年 10 月に日本の NGO が主導して設立された (CEO は大西健丞氏 (ピースウィンズ・ジャパン代表理事/Civic Force 代表理事等))。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの 6 か国が加盟し、各国に NGO や企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム (NP)」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国の NP が協働・連携し、即時に出動、搜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国 NP の強化、NP 間の連携促進、アジア各国において NP を構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 A-PAD を通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PAD に参加する各国の NP が、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与しており、我が国の外交の柱の一つである防災を含む地球規模課題への取組や持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への取組にも合致する。				363
	104 (104)	104 (104)	94 (94)	95	
④⑫ シリア復興信託基金拠出金 （平成25年度）	本拠出金は、実施団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスの提供及び提供主体を強化するために使用される。 本基金を通じて、紛争により人道危機に直面しているシリア国内の人々に対し、緊急・人道的性格の支援を実施し、同国民の生活状況を改善することに寄与する。				366
	1,220 (1,220)	0 (0)	243 (243)	0	
④⑬ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (LOTFA) （平成20年度）	本拠出金は、UNDP が管理するアフガニスタン法秩序信託基金 (LOTFA) を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。 アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援は、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。				2

	9,020 (9,020)	8,500 (8,500)	6,990 (6,990)	0	369
④④経済協力開発機構・開発センター分担金 (平成28年度)	本拠出金は、OECD 開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。 本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し、運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与し、日本のプレゼンスの強化を果たすとともに、セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ、質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。				1 2 3 4
	128 (128)	143 (143)	136 (136)	138	370
④⑤コロンボ計画拠出金 (平成28年度)	コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。 南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。				2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	372
④⑥グローバル譲許的資金ファシリティ (GCFF) 拠出金(任意拠出金) (平成29年度)	本拠出金は、難民を大量に受け入れる中所得国に対する社会的支援を通じ、難民及び受入れコミュニティ双方が裨益する支援に充てられる。具体的には、基礎的サービス支援(教育・保健等)、経済機会拡大支援(雇用創出、投資誘致等)、インフラ整備支援などを行っている。 現在、難民等避難を余儀なくされている人は6,850万人と第二次大戦後最大を更新し続けており、その多くをヨルダン、レバノンといった中所得国が受け入れている。こうした現状において、これら中所得国を支援することは、難民問題の根本的解決に欠かせないもの。また、人道支援に教育やインフラといった開発支援を組み合わせる「人道と開発の連携」事業は、我が国が積極的に推進している政策であり、本件事業を通じ、難民問題において日本の国際的なリーダーシップを発揮することにつながっている。				2 3
	1,100 (1,100)	0 (0)	0 (0)	0	377
④⑦国境なき医師団拠出金 (平成29年度)	本拠出金は、バングラデシュ国内のミャンマー・ラカイン州からの避難民、及びパレスチナ・ガザ地区の火傷・外傷患者に対する医療支援のために使用される。 本拠出金は、当該地域の保健・衛生環境の確保や保健課題への取組を通じ、人間の安全保障の推進や国際社会の平和と安定の確保に寄与する。				2
	155 (155)	50 (50)	0 (0)	0	378
④⑧経済協力開発機構・開発センター拠出金 (平成30年度)	本拠出金は、OECD 開発センターに日本人職員を1名派遣し、G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」や同原則に沿って作成中の「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」の普及・実践促進に係る活動を行う費用に充てるものである。 本拠出を通じ、同センターをプラットフォームとして活用し、国際社会における「質の高いインフラ投資」の概念の一層の普及・浸透を図ることにより、質の高いインフラの原則が遵守されるような国際環境の醸成に寄与する。				1 2 3 4
	—	30 (29)	28 (28)	21	380

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標

を参照願いたい。